○北上総合運動公園体育施設条例

平成25年12月24日 条例第37号

改正 平成29年6月26日条例第11号 平成31年3月22日条例第9号 令和2年12月18日条例第33号

(趣旨)

第1条 市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するとともに、全国規模のスポーツ大会等を開催することにより市民のスポーツ水準の向上を図るため、北上総合運動公園内の高規格体育施設(以下「体育施設」という。)について、北上市体育施設条例(平成3年北上市条例第83号)第2条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北上総合体育館	北上市相去町高前檀27番地36
北上第1運動場	
北上第2運動場	
北上第3運動場	
北上陸上競技場	
北上陸上補助競技場	

(使用期間等)

第3条 体育施設の使用期間及び使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市 長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(体育施設の休館日)

第4条 体育施設の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第5条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければな らない。

- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときも、市長の 許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することが できる。

(使用の不許可)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれ がある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 体育施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用の中止)

第7条 体育施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用を中止しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(使用許可の取消し等)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用条件を変更することができる。
 - (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用許可の条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
 - (4) 体育施設の管理上必要があると認めたとき。

(行為の制限)

- 第9条 体育施設においては、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 施設又は設備をき損すること。
 - (2) 許可を受けないで、印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
 - (3) 許可を受けないで、物品の販売その他の商行為をすること。
 - (4) 定められた場所以外に、施設又は工作物(仮小屋を含む。)を設けること。
 - (5) 汚物、じん芥及び土石を捨てること。
 - (6) 指定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用すること。

- (7) 危険のおそれのある行為をすること。
- (8) 前各号のほか、風俗を乱し、又は体育施設の管理に支障のある行為をすること。
- 2 市長は、施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の立入りを禁止し、 又はその者に対し、施設からの退去を命ずることができる。

(使用料)

- 第10条 使用者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。ただし、使用者が入場料、会費又はこれらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、別表第4に定める使用料を加算した額を使用料とする。
- 2 前項に規定する使用料は、許可と同時に徴収する。

(使用料の減免)

第11条 市長は、北上市公の施設の使用料等減免条例(平成22年北上市条例第25号) の規定により、使用料を減免することができる。ただし、北上総合体育館大アリー ナ及び小アリーナの冷暖房費用並びに別表第3に掲げる施設の夜間照明施設の使用 料については、減免の対象としない。

(使用料の不環付)

第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(利用料金)

- 第13条 市長は、第16条の規定により指定管理者を指定したときは、第10条に規定する使用料を利用料金として、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第244条の2第8項の規定により、当該施設の指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 第10条から前条までの規定は、前項の使用料を利用料金として、指定管理者の収入として収受させる場合に準用する。この場合において、第11条及び前条の規定中 「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が第10条に規定する使用料の範囲内で定めるものとする。 この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 4 市長は、前項の規定により利用料金の額を承認したときは、これを告示しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、施設又は設備に損害を与えたときは、市長の指示に従い、これを 原状に回復し、又は賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

- 第16条 体育施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせる ものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、 指定できるものがなかったときは、この限りでない。
- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を 添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第2項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、体育施設の 設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として 指定する。
 - (1) 市民の平等利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理 が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に基づき、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
 - (4) サービスの向上が図られること。

(指定管理者の指定等の告示)

第17条 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

- 第18条 指定管理者の行う体育施設の管理の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に基づき、適正に管理すること。
 - (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第19条 体育施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。この場合に

おいて、第3条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- (1) 第3条から第8条までの規定による使用の許可等に関すること。
- (2) 第9条に規定する行為の制限に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(事業報告書の提出)

- 第20条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において法第244 条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。
 - (1) 業務の実施状況
 - (2) 使用の状況
 - (3) 管理経費の収支状況
 - (4) その他市長が必要があると認めた事項
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ資料の提出を求めることができる。 (補則)
- 第21条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第16条の規定による指定管理者の指定の手続及び第17条の当該指定の告示は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。
- 3 施行日前に北上市体育施設条例(平成3年北上市条例第83号)の規定により指定 管理者が行った許可で現にその効力を有するもの又は施行日前に同条例の規定によ り指定管理者に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うことと なる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた 申請とみなす。

附 則(平成29年条例第11号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の北

上総合運動公園体育施設条例別表第3の規定中北上第2運動場の使用料の規定は、平成29年9月1日以後の使用から適用する。

附 則(平成31年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の条例に規定する使用料、手数料及び利用料金(以下「使用料等」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用申請する施設の使用料等から適用し、施行日前に使用申請した施設の使用料等については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改定に係る事前手続は、施行日前においても行うことができる。 附 則(令和2年条例第33号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(令2条例33・一部改正)

名称	使用期間	使用時間
北上総合体育館	年間	午前9時から午後9時まで
北上第1運動場		午前6時から午後7時まで
北上第2運動場		午前6時から午後9時まで
北上第3運動場		午前6時から午後9時まで
北上陸上競技場		午前9時から午後5時まで
北上陸上補助競技場		午前9時から午後9時まで

別表第2(第4条関係)

名称	休館日					
北上総合体育館	毎月第4月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)					
	に規定する休日に当たる場合は、その翌日)及び12月28日から翌年					
	の1月4日までの日					

別表第3 (第10条関係)

(平29条例11・平31条例9・令2条例33・一部改正)

名称	種別	単位	区	分	使用料	摘要	
北上総	大アリ	1 時間	貸切使	高校生	円	1 大アリーナの3分の2	

合体育	ーナ	までご	用	以下	1, 250	2分の1及び3分の1を使
館		とに		一般	3, 770	用する場合の使用料の額
						は、この表により算定した
						額のそれぞれの3分の2、
						2分の1及び3分の1の額
						とする。
						2 冷暖房を使用する場合に
						は100分の50に相当する額
						を加算する。
	小アリ	1時間	貸切使	高校生	410	暖房を使用する場合は100分
	ーナ	までご	用	以下		の50に相当する額を加算す
		とに		一般	1, 250	る。
			個人使	高校生	50	
			用	以下		
				一般	150	
	トレー	1人1	高校生以	人下	100	
	ニング	口	一般		310	
	ルーム					
	会議室	1時間			780	
		までご				
		とに				
	クライ	1人1			310	
	ミング	口				
	ボード					
	放送設	1式1			1, 570	
	備	口				
	電光得	1 台 1	高校生以	人下	150	
	点表示	時間ま	一般		470	
	板	でごと				
		に				
	移動ス	1台1	高校生以	人下	130	

	テージ	口	 一般		410	
	フロア	1枚1		1 5	50	
	シート	回		高校生以下		
			一般	. T	150	
	持込み	1 kw 1	高校生以	<u> </u>	50	
	電気機	時間ま	一般		150	
	器の電	でごと				
	気使用	に				
	室内走	1人1	高校生以	以下	100	
	路	口	一般	1	310	
北上第	競技場	1時間	貸切使	高校生	200	北上陸上競技場と併せて陸上
1 運動		までご	用	以下		競技大会に使用する場合を除
場		とに		一般	620	< ∘
北上第	競技場	1時間	貸切使	高校生	1,520	競技場の2分の1を使用する
2 運動		までご	用	以下		場合の使用料の額は、この表
場		とに		一般	3, 050	により算定した額のそれぞれ
						の2分の1の額とする。
	夜間照	1時間			2,000	夜間照明施設の2分の1を使
	明施設	までご				用する場合の使用料の額は、
		とに				この表により算定した額の2
						分の1の額とする。
北上第	競技場	1 時間	貸切使	高校生	200	
3 運動		までご	用	以下		
場		とに		一般	620	
	夜間照	1時間			2,820	
	明施設	までご				
		とに				
北上陸	競技場	半日ま	陸上競	高校生	15, 400	放送設備、競技用具、会議室、
上競技		でごと	技大会	以下		電光掲示板及び競技運営シス
場		に	に使用	一般		テム等の料金並びに北上陸上
			する場		,	補助競技場及び北上第1運動
			う 3 <i>m</i> 合			場の料金を含む。アマチュア
		1	JЦ	1	<u> </u>	

1		1			
					スポーツ以外に使用する場合
					は、100分の200に相当する額
					を加算する。
	半日ま	陸上競	高校生	9, 420	放送設備、会議室及び電光掲
	でごと	技以外	以下		示板を含む。アマチュアスポ
	に	の大会	一般	18,850	ーツ以外に使用する場合は、
		に使用			100分の200に相当する額を加
		する場			算する。
		合			
	1回に	団体使	高校生	15人から	団体は15人以上とし、他の利
	つき	用	以下	30人まで	用者と共同利用とする。
				2,820	
				31人から	
				60人まで	
				5, 760	
				61人以上	
				11, 410	
			一般	15人から	
				30人まで	
				8, 480	
				31人から	
				60人まで	
				17, 490	
				61人以上	
				34, 460	
		個人使	高校生	200	他の利用者と共同利用とす
		用	以下		る。
			一般	620	
室内走	1人1	高校生以	大下	100	午後5時以降は、100分の50に
路	回	一般		310	相当する額を加算する。
第1会	1時間			780	

	議室	までご				
	 武 主					
		とに				
	第2会	1時間			780	
	議室	までご				
		とに				
	第3会	1時間			780	
	議室	までご				
		とに				
	陸上競	1件1			150	
	技用具	口				
北上陸	競技場	1 時間	陸上競	高校生	1,040	放送設備及び競技用具等一切
上補助		までご	技以外	以下		を含む。アマチュアスポーツ
競技場		とに	の大会	一般	2,090	以外に使用する場合は、1時
			に使用			間につき100分の200に相当す
			する場			る額を加算する。
			合			
		1回に	団体使	高校生	15人から	団体は15人以上とし、他の利
		つき	用	以下		用者と共同利用とする。
					1, 360	
					31人から	
					60人まで	
					2,820	
					61人以上	
				ήЛ	5,650	
				一般	15人から	
					30人まで	
					4, 190	
					31人から	
					60人まで	
					8,690	
					61人以上	

					17, 180	
			個人使	高校生		他の利用者と共同利用とす
			用	以下		る。
				一般	310	
陸_	上競	1 件 1			150	
技具	用具	口				
夜間	間照	1 時間			2, 350	
明加	施設	までご				
	(とに				

備考

- 1 物品の販売その他の商行為を行う場合は、使用区分(夜間照明施設及び冷暖 房費を除く。)ごとの使用料を5倍した額とする。
- 2 市外の者が使用する場合は、使用区分(夜間照明施設及び冷暖房費を除く。) ごとの使用料を 2 倍した額とする。

別表第4 (第10条関係)

区分	使用料
アマチュアスポーツに使用する場合	1日までごとに入場料等の30人分に相当する額
アマチュアスポーツ以外に使用する	1日までごとに入場料等の100人分に相当する
場合	額

備考 入場料等が2種類以上ある場合は、その最高額を基礎として算定する。